

項 目	下水道関係事業の取扱い		所管専門部会名	上下水道部会
調整の方向性	<p>1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。</p> <p>2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。</p> <p>3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。</p> <p>4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。</p> <p>5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。</p> <p>6 下水道受益者負担金・分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行どおりとする。</p>			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
1 地方公営企業法の適用				
・法適用	全部適用	非適用	非適用	
・会計区分	企業会計	特別会計	特別会計	
2 下水道全体計画				
・計画面積	8,978 ha	355 ha	728 ha	
・計画人口	461,400 人	8,500 人	38,600 人	
3 下水道事業認可				
・認可面積	8,825.0 ha	148.0 ha	423.7 ha	
・処理人口	414,560 人	3,740 人	26,430 人	
4 公共下水道の整備				※H17年度決算ベース
・認可面積	8,825.0 ha	148.0 ha	423.7 ha	新市における整備率
・整備率	93.8%	48.6%	43.3%	90.7%

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
5 下水道使用料				
・使用料（税込み）				※口座振替の場合、毎月納付可能
月 10m <sup>3</sup>	1,155 円	1,050 円	945 円	
月 20m <sup>3</sup>	2,572 円	2,100 円	2,047 円	
月 30m <sup>3</sup>	4,252 円	3,255 円	3,307 円	
・徴収月	隔月（※毎月）	隔月	隔月	
6 下水道受益者負担金・ 分担金				
・負担金	82～297 円/m <sup>2</sup>	300 円/m <sup>2</sup>	300 円/m <sup>2</sup>	
・分担金	264～328 円/m <sup>2</sup>	300 円/m <sup>2</sup>	30 万円/件	